

令和6年度(2024) 重要事項説明書

幼保連携型認定こども園



社会福祉法人 方財福祉会
ほうざい保育園



ちやいるびべーす
IDEKITA

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 方財福祉会
代表者氏名	理事長 高本 麻里
法人の所在地	宮崎県延岡市方財町157
法人の電話番号	0982-32-2701
定款に定められた事業	第二種社会福祉事業 幼保連携型認定こども園の経営 保育所型認定こども園の経営 (ひので保育園)

2 事業の目的

事業の目的	就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うこと。
運営方針	<p>教育並びに保育の提供に当たっては、入園する乳幼児の健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うこととする。</p> <p>子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びにその実施する保護者や地域に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体的諸機能の調和的発達を図ること。② 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律並びに協同の意識の芽生えを養うこと。③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力を養うこと。④ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の正しい使い方、語彙の獲得を導くとともに相手の話を理解しようとする態度を養うこと。⑤ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。⑥ 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康確保及び増進をはかること。

3 幼保連携型認定こども園の概要

名 称	幼保連携型認定こども園 ほうざい保育園 分園 ちゃいるどベース/IDEKITA	
所 在 地	宮崎県延岡市方財町157 宮崎県延岡市出北町1丁目16番1	
事 業 認 可 年 月 日	平成29年4月1日 分園：令和元年10月1日	
連 絡 先	本園：電話 0982-32-2701 FAX0982-32-2701 分園：電話 0982-32-8355 FAX0982-32-3877	
施 設 長 名	甲斐英哉	
利用定員 本園 95名 分園 25名	1号認定（3・4・5歳児）：15名 2号認定（3・4・5歳児）：35名 3号認定（0・1・2歳児）：45名	分園（0.1.2歳児） 3号認定 25名
特 別 保 育 の 状 況	延長保育・園庭解放	
職 員 数	50名	
職員研修の実施状況	園外研修は、宮崎県社会福祉協議会及び宮崎県保育連盟連合会・延岡市保育協議会主催の研修会に参加。また、他団体へ質の向上に繋がる研修に職員を派遣。 園内研修は、月1回職種・経験・担当に応じて各自の能力向上のため全ての職員に実施し、外部講師等も招き質の向上を図る。	

4 施設の概要

幼保連携型認定こども園 ほうざい保育園

敷 地	面積：1,300.47㎡
本園舎	構造：3階建鉄骨コンクリート造 延床面積：704.01㎡
施設の内容	1階：3・4・5歳児室（2室）、ランチルーム、事務室、トイレ 給食室、医務室 2階：乳児室、ほふく室、1・2歳児室（2室）調乳室、沐浴室、トンネル、トイレ（2か所）、屋外遊技場 3階：予備室、備蓄倉庫、トイレ、屋外遊技場
第二園舎	構造：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 延床面積：240.55㎡ 1階：園庭（面積：170.85㎡） 2階：保育室（面積：153.00㎡）
その他	屋上避難所、幼児プール、手洗い消毒器

分園：ちゃいるどベース/IDEKITA

敷 地	面積：602.00㎡
建 物	構造：木造2階建（準耐火） 延床面積：368.22㎡
施設の内容	1階：保育室、ほふく室、安眠室、調乳室、相談室、乳児用トイレ 給食室、大人用トイレ 2階：ホール、乳児用トイレ、事務室
その他	2階避難器具、衛生備品、

5 職員体制

職 種	人 数	常勤者	非常勤者	備 考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹教諭	2	2		ほうざい1名・ちゃいるどベース1名
保育主幹教諭	2	2		ほうざい1名・ちゃいるどベース1名
教育主幹教諭	1	1		ほうざい1名
保育教諭	27	24	3	保育士・幼稚園教諭資格27名 内：ちゃいるどベース7名
調理員	5	4	1	栄養士3名 調理師2名 内：ちゃいるどベース2名
その他の職員	3	2	1	事務員・看護師・児童処遇職員
園医	1		1	嘱託：野村病院
園歯科医	1		1	嘱託：高野歯科医院
園薬剤師	1		1	嘱託：延岡薬剤師会

6 学年、学期及び休業日、教育・保育時間

- (1) 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (2) 当園の3歳以上児の学期は次のとおりとする。
- ① 第1学期 4月1日 ～ 7月31日
 - ② 第2学期 8月1日 ～ 12月31日
 - ③ 第3学期 1月1日 ～ 3月31日
- (3) 当園の開園時間は7：00から19：00（延長保育時間・預かり保育時間含）とする。
- (4) 当園の教育及び保育の時間、期間は次のとおりとする。

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9時00分～ 15時00分（6時間）
預かり保育	朝： 7時～ 9時	
	夕： 15時～18時	
	土曜： 7時～18時	
延長保育	月～土曜日： 18時～19時	
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	夏季：	8月 7日～ 8月16日
	冬季：	12月26日～ 1月 7日
	春季：	4月 1日～ 4月 6日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間）
	保育短時間	9時00分～17時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：18時～19時
	保育短時間	午前：7時～9時 午後：17時～19時
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(5) 教育並びに保育の提供上必要にある又はやむを得ない理由があるときは、園長は前項で示す休園日のほかに休園日を設け、又は休園日に教育並びに保育を行うことがある。

7 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

特定教育・保育を利用した利用乳幼児の居住する市町村が定める利用者負担額（保育料）を保護者から徴収します。※父母等の市民税額により決まります。また、毎年9月が算定時期となります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

(1) に掲げる保育料のほか、保育実施における実費費用を負担していただきます。

- ① 主食費（ご飯・パン等）・・・1,000円/月（1・2号認定園児のみ）
- ② 給食費（副食：おかず）・・・4,700円/月（1・2号認定園児のみ）
- ③ 預かり保育料　・・・・・・・・・・400円/日（1号認定園児希望者）
- ④ 延長保育料（18:00～19:00）　・200円/時間（利用者のみ）
- ⑤ 延長保育料（7:00～9:00・17:00～18:00）200円/時間（保育短時間認定者）
- ⑥ 運動帽子・・・・・・・・1,020円（希望者のみ）
- ⑦ 体操服上着・・2,860円　体操服ズボン・・2,200円（希望者のみ）
- ⑧ 写真代・・・・・・・・2,400円/年（65枚）（途中入所の場合200円/月）
- ⑨ その他・・・・・・・・交通費実費等の通常必要とされるものに係る費用

8 保育料及び実費負担金の納入方法・期限

【保育料】【主食費】【給食費】【預かり保育料】は当月25日、【延長保育料】【帽子】【体操服】は月末締め翌月25日に所定の口座より引落しをさせていただきます。25日に資金不足により引落しが出来なかった場合は、翌月10日に引落としとなります。

【その他】の費用等は諸費袋にて集金させていただきます。

※保育料及び実費負担金などの納入が期日までに難しい方は、必ず園に申出ください。

3ヶ月分滞納された方は、納入計画書に記入・押印して頂き、計画に沿って納入をお願いします。

9 提供する教育及び保育の内容

教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらいが達成されるよう、総合的に指導する。

(1) 特定保育の提供

上記6に記載する時間において、保育を提供いたします。

(2) 教育・保育の特色

【自然遊び】

- ・町内を散歩し虫や草花と触れ合って遊びます。海浜公園では草そり等で遊んでいます。
- ・行勝散策に出かけたり、年長児は滝トレッキングを行います。
- ・干潟体験、方財かに釣り等、地域の名人との交流を通して昔遊びを行います。

【ハートスキル・まねっこスキル】

- ・紙芝居やロールプレイを通して、魔法のことば（ありがとう・ごめんね）などコミュニケーションを学びます。
- ・基本的な生活習慣を中心に生活する上での生きる力となる学びを紙芝居やチャレンジカードを使ったりしながら身につけていきます。

【食育】

- ・漁港見学を通してちりめんなどの魚から命を頂いていることを学びます。
- ・芋の苗を植え付け、秋に収穫してお芋クッキングをします。
- ・梅干しを作って自分たちでおにぎりを作り、お出かけをします。

【エコ活動】

- ・アルミ缶、ペットボトルの蓋、使用済み切手を集めて世界で病気や飢餓に苦しむお友達に寄付活動を行います。
- ・毎月1回町内にクリーン作戦に出掛け海浜公園等をきれいにしています（seaレンジャー隊）
- ・リサイクルセンター見学を通してゴミを減らす大切さや分別することで生まれ変わる物がある事を知り、環境について学びます。

10 年間行事

4月	入園歓迎会・お花見遠足・蓬摘み・蓬クッキング・歯科検診
5月	はな祭り・こいのぼりと遊ぶ会・芋の苗植え・ひので保育園交流・健康診断・わいわいワンパーク
6月	クリーン作戦・造形遊び・尿検査・保育参観・すくすく子育て相談
7月	七夕祭り・プール開き・ひので保育園交流・七夕作り
8月	夕涼み会・異年齢交流会・梨狩り遠足
9月	敬老会・デイサービス訪問・健康診断
10月	なかよしワイワイデー・芋ほり交流会・ふれあいクッキング
11月	七五三参拝・消防署見学・就学児検診
12月	発表会・クリスマス会・デイサービス訪問
1月	初釜・凧揚げ大会・
2月	節分・集合写真・保育参観・ランチ遠足・小学校交流会
3月	ふれあいひな祭り・お別れ遠足・行勝登山・卒園式

※年度当初に年間カレンダーを作成・配布いたしますので、行事等の確認をお願いいたします。

11 給食について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、毎月1日に当月の献立表をお配りします。 概ね毎月1回園外保育を行う際に自家製弁当を願います。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を保育園に提出下さい。個別に相談の上、診断書（又は指示書）に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応いたします。
衛生管理等	集団給食施設届出を延岡保健所へ提出済みです。 調理師及び保育士は毎月検便を行っています。

12 保育園と保護者の連絡

- (1) 乳幼児の保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育園側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- (2) 毎月1回、園だより・献立表を発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせいたします。
- (3) 緊急時・行事等の変更時等に連絡メール配信を活用します。
- (4) 就労先が変更になるとき、就労期限満了等でお仕事を辞めた時などは遅延なくお知らせください。

13 ご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合又は、登園の時間が遅れる場合	当日の欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の9:30までにご連絡願います。
保護者以外のお迎えの場合	お迎えが保護者以外の方が見える場合は、その方がお迎えに来るまでにご連絡願います。
保護者の就業について	就業場所・会社が変わった場合やお仕事を辞めた場合は速やかに、ご報告ください。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
持ち物について	全ての物に記名をお願いします。洗濯した清潔なものを持参ください。
感染症について	麻疹・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が38度以上ある場合は、登園を控えてください。また、保育中に発熱が見られた場合は、連絡後お迎えを願います。
投薬について	医療行為に当たる為原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は「与薬依頼表」ご記入の上、職員へ手渡し願います。
延長保育が必要な場合	当日18時までに、連絡願います。

14 利用開始及び終了に関する事項

- (1) 1号認定の園児の入園について、第4条で規定する利用定員の総数を超える場合において は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
 - ① 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - ② 園長が入園を必要と認めた場合は、前項の次に優先して入園させる。
 - ③ その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考し、入園させる
- (2) 2号認定及び3号認定の園児の入園の選考は、市町村が行う調整及び要請にできる限り協力し、保育の必要量及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる乳幼児が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- (3) 当園は以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
 - ② 2号認定子どもの保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき。ただし、2号認定子どもとして入園できる場合は除く。
 - ③ 3号認定子どもの保護者が法の定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

15 保育内容に関する相談・苦情

- (1) 当園では相談・苦情に係る窓口を別紙のとおり設置しています。
- (2) 受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

16 緊急時及び事故発生時における対処方法

当園において、利用乳幼児に病気や事故等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園医又は利用乳幼児の主治医への連絡を行う等の必要な措置を採るものとする。

- (1) 当園の利用により事故が発生した場合は、直ちに利用乳幼児の家族、市町村、宮崎県等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録するものとする。
- (3) 当園の責めにより賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

17 非常災害対策

当園は、消火設備その他の必要な設備を設けるとともに、火災、地震、風水害、津波等の災害の態様ごとに非常災害に対する具体的計画を策定し、職員や保護者に周知を図るなど、日頃から非常災害時の体制を万全なものとする。

- (1) 当園は、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備する。
- (2) 当園は、毎月1回以上、避難、消火その他の訓練を行う。
- (3) 当園は、地域の自主防災組織や近隣住民との連携や、他の施設等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実など災害時における協力体制を確立する。

18 虐待防止の為の措置に関する事項

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

19 健康・衛生管理

当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- (1) 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

20 個人情報取扱い

当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- (1) 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- (2) 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- (3) 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

幼保連携型認定こども園 ほうざい保育園・ちやいるどべーす/IDEKITA

